

基安化発第 0323003 号

平成 17 年 3 月 23 日

国土交通省住宅局建築指導課長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部化学物質対策課長

石綿障害予防規則の制定について（協力依頼）

石綿による労働者の健康障害予防対策については、従来から特定化学物質等障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）により規制を行ってきたところですが、石綿を含有する石綿セメント円筒等の製造等が昨年 10 月 1 日より禁止されたことにより、国内の石綿の使用量の大部分が削減されたところであります。一方、石綿の多くはこれまで建材として建築物に使用されており、今後この時期に建築された建築物の解体が増加することが予想されています。

このため、建築物等の解体等の作業におけるばく露防止対策等の充実を図った石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）を別添のとおり制定し、石綿による健康障害予防対策の一層の推進を図ることといたしました。

つきましては、建築物等の解体等の作業を行う労働者に対する石綿ばく露防止の観点から、都道府県建築関係部局、地方整備局及び指定確認検査機関の建築確認窓口にリーフレットを配置していただく等建築物等の解体等の作業を行う事業者に対する周知について御協力いただきますようお願い申し上げます。